

農林土木工事特記仕様書（令和6年12月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（1日未満で完了する作業の積算）

第3条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

6 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇条第〇項の施工箇所とする。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（仮設トイレの洋式化）

第4条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなけ

ればならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。